

資料提供

令和2年5月18日
課名:産業廃棄物対策課
担当:重野
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社 K-アシストに対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県産業廃棄物対策課）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社 K-アシスト 代表取締役 <small>こばやかわ こうじ</small> 小早川 幸二 (広島県広島市南区南蟹屋二丁目1番3号)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03409160745号 許可年月日：平成28年7月11日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和2年5月18日
処分理由	同社は、令和2年2月14日付けで広島地方裁判所から破産手続開始の決定を受けた。 このことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するものとして法第14条第5項第2号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ロに規定する者に該当するため。